

藤枝市住宅用防犯対策費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、住宅（共同住宅を含む。以下「住宅等」という。）を対象とした犯罪を未然に防止するために、市内の住宅等において防犯対策を行った者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表1に定めるところによる。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 補助金の申請時点において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、本市に住民登録し、現に当該補助対象事業を行う住宅等に居住している者であること。ただし、既に本要綱による補助金の交付（補助金の額が上限額に達しない場合を含む。）を受けた者とその同一の世帯に属する者は、補助対象者とししない。
- (2) 申請者及び申請者の世帯に属する者全てに市県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の滞納がないこと。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助対象経費及び補助額は、第6条の規定による補助対象事業を実施した日の属する年度に生じた補助対象経費のうち、別表2に定めるところによる。

(交付回数)

第5条 補助金の交付回数は、次の各号に掲げる事業ごと、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅配ボックス設置事業 住宅1戸又は1棟につき1回
- (2) 屋外用防犯カメラ設置事業及びドアホン設置事業 住宅等1戸又は1棟につき1回

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）を補助対象事業を実施した日の属する年度末までに提出しなければならない。

- (1) 写真（別表 1 で規定する事業の宅配ボックス、屋外用防犯カメラ及びドアホン（以下「住宅用防犯機器」という。）の設置前及び設置後（宅配ボックスにあつては、固定した状況、屋外用防犯カメラ及びドアホンにあつては、屋内に設置したモニター又はモニターに代わる機器も含む。）の状況が確認できるもの）
- (2) 領収書等（支払済であることが確認できるもの）
- (3) 本人確認ができる書類の写し
- (4) 振込口座が確認できるものの写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
（交付決定及び確定）

第 7 条 市長は、前条の申請があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めたとときは、補助金交付決定兼確定通知書（第 2 号様式）により通知し、遅滞なく補助金を交付するものとする。

（財産処分の制限）

第 8 条 補助事業により取得した住宅用防犯機器は、補助金の目的に反した使用、譲渡、交換、転売、貸し付け及び担保に供してはならない。

（調査等）

第 9 条 市長は、必要と認める場合は、補助金が交付された住宅用防犯機器について調査を行い、又は申請者若しくは関係者から報告を求めることができる。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 8 月 1 日から施行し、令和 7 年度分の補助金から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 8 年 5 月 1 日から施行し、令和 8 年度分の補助金から適用する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、廃止前の藤枝市宅配ボックス設置費補助金交付要綱（令和 6 年藤枝市告示第 111 号）第 6 条及び改正前の藤枝市住宅用防犯機器設置費補助金交付要綱（令和 7 年藤枝市告示第 183 号）第 7 条の規定により交付された補助金は、改正後の藤枝市住宅用防犯対策費補助金交付要綱第 7 条の規定により交付された補助金とみなす。